

焼津市小中学校外国人英語指導助手派遣業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、焼津市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が焼津市小中学校外国人英語指導助手派遣業務委託（以下、「業務委託」という。）の実施にあたり、外国人英語指導助手（以下、「ALT」という。）を配置し、焼津市における英語指導業務を円滑、かつ、効果的に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、地方自治法、個人情報保護法、焼津市個人情報保護条例等の関連法令を遵守し、業務を行うこととする。

3 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日（3年間）までとする。

4 業務場所

教育委員会が所管する焼津市立中学校9校、焼津市立小学校13校とする。別表「焼津市立学校一覧表」参照。

5 配置人数

小学校 ALT 6人、中学校 ALT 3人

6 勤務日数及び時間等について

- (1) 履行期間のうち始業式から卒業式までの期間において、教育委員会が委託する配置日（概ね210日程度）とし、原則として、月曜日から金曜日まで午前8時から午後4時30分までとする。

ただし、学校や教育委員会の行事等により事前に双方の合意がある場合は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を勤務日とすることができる。

- (2) 休憩時間は、1日あたり1時間を超えない範囲で設ける。
- (3) 勤務時間の割り振りは、教育委員会の指示によるものとする。また、必要に応じて、教育委員会と受託者が調整をすることにより柔軟に対応できるものとする。
- (4) 勤務日及び勤務時間以外に業務を実施したときは、勤務日数、勤務時間の中で調整することとする。

7 配置計画

- (1) 市教育委員会事務局がALT 1人毎に年間の配置計画を作成する。
- (2) ALTは、その年間の配置計画に基づき、小・中学校について、週5日を定期的に巡回し、英語教育を行うこととする。
- (3) 具体的な年間の配置計画については、契約締結後に決定する。

8 受託者の主な業務

- (1) 市内小学校及び中学校へのALT派遣業務
- (2) 上記の業務を円滑に履行するために必要な次の業務を行うこと。
 - ア ALTに対する学習指導要領に基づく指導、カリキュラム等への理解その他業務遂行に必要となる研修の実施
 - イ 教育委員会、学校、ALTの連絡調整
 - ウ 担当コーディネーターの選任
 - エ コーディネーターによる学校訪問、ALTの業務遂行状況の把握及び評価
 - オ 上記エについての報告及び第12項の報告書等の提出
 - カ ALTの勤務管理及び欠勤、遅刻等がある場合の教育委員会及び学校への事前報告及び必要により代理のALTの配置対応
 - キ ALTが学校の指揮命令に忠実に従い、学校の規律、施設管理上の規則等を遵守するための適切な措置
 - ク ALTへの指導方法等の助言及び教材作成業務支援
 - ケ ALTに係る学校からの要望、苦情等への対応
 - コ 教育委員会がALTに依頼する研究会、研修会、会議等への協力及び出席
 - サ 学校への定期的ヒアリング、アンケートの実施
 - シ 教育委員会が受託者に依頼する小中学校教職員対象の研修会の実施
 - ス ICTを活用した授業の提案

9 ALTの業務内容

- (1) 各校長が編成した教育課程に基づく英語教育及び外国語活動・外国語科
- (2) 英語教材作成、英語スピーチコンテスト及び英語教育に関する研究における指導
- (3) 特別活動及び総合的な学習の時間における指導
- (4) 給食、清掃時間における児童生徒との交流及び英語指導
- (5) 校内研修での指導
- (6) 焼津市の英語教育及び外国語活動・外国語科の研修会等における指導
- (7) 第1号から第6号に付随又は関連する業務
- (8) その他、焼津市が必要と認め、受託者が合意した業務

10 ALTの資格要件等

- (1) 母語が英語である又は、同等の英語力を有し、現代の標準的な発音、リズム、イントネーションを身に付け、正確かつ適切に指導できる優れた語学力を有していること。また、論理的に文章を構成する力を備えていること。
- (2) 大学卒業程度又はこれと同程度以上の能力を持つ者であること。
- (3) 心身ともに健康であること。
- (4) 日本の生活及び教育に適応し、特に外国語教育に関心があること。
- (5) 教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションが図れること。
- (6) 日常会話程度の日本語の会話が可能で、日本の文化等に関心があること。
- (7) 通勤及び各学校への移動が自分で行えること。
- (8) 職務専念義務、守秘義務を履行できること。

- (9) ALTとしてふさわしい態度、服装等をする事
- (10) 日本での就労が認められており、犯罪に係わる刑罰等の執行猶予を受けていない事。
- (11) 次に掲げる条件を満たしていることが望ましい。
 - ア 母国での教員免許及びTEFL、TESL資格のいずれかを取得をしている事。
 - イ 日本の公立中学校及び高等学校において、ALTの経験が1年以上あり、かつ、その学校及び教育委員会の評価が高い事。

11 ALTの交替について

- (1) 学校に配置し勤務することとなるALTについては、授業を適正に行うだけでなく、日本国内の法令遵守はもとより、市民の教育に対する信頼を背景に高い服務規律を求められていることから、ALTに対する適切な指導体制を構築すること。
- (2) 本業務委託を行う受託者は、配置されたALTの業務状況について、定期的に監督するものとする。
- (3) ALTが誠実に業務を遂行しない場合や、児童生徒、教員、教育委員会等との関係が円滑にいかない場合は、受託者が適宜指導を加えるものとする。指導後、改善の見込みがない場合は教育委員会と協議の上、交替するものとする。

12 報告書等書類の提出について

- (1) ALTの名簿、経歴書
 - ALTの氏名、国籍、勤務年数及び勤務経験や経歴等を記載したものを勤務開始日の前日までに提出すること。
- (2) 労災掛金証明書及び採用前健康診断票
 - 勤務開始日の前日までに提出すること。
- (3) 月別業務実施報告書
 - ア 本業務委託履行月の翌月10日までに提出すること。
 - イ 勤務日、巡回先の学校、その他の必要な事項を記載することとする。
- (4) 業務完了報告書
 - 本業務委託の完了後5日以内に提出すること。
- (5) その他、教育委員会の求めに応じて、本業務委託に係る出勤証明、業務日誌等を作成し提出すること。

13 業務委託料の支払い

- (1) 業務委託料は、受託者に対し、月毎の分割払いにより支払うものとする。端数が生じたときは、各年度最終月の業務委託料により清算するものとする。
- (2) 業務委託料の支払いは、前項第3号の月別実施報告書を検査し、適正に業務が履行されたと認めるときは、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うこととする。

14 受託に係る費用

受託者は、本業務委託の履行に係る一切の費用を負担するものとする。

15 留意事項

- (1) 学習指導要領等が変更されたときは、教育委員会は受託者と協議し、合意の上、変更事項への対応をすることとする。
- (2) 再委託の禁止
受託者は、本業務委託の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
- (3) 守秘義務
受託者及びALTは、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間終了後においても同様とする。
- (4) 個人情報保護
受託者及びALTは、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- (5) 業務遂行中及び業務場所への移動中における事故について
ALTの業務場所への移動中の身体に係わる事故については、受託者の責任において一切の処理をするものとする。
また、加害者となった場合は、受託者の責任において一切の処理をするものとする。
- (6) 業務委託の実施上、受託者又はALTの責に期す理由により教育委員会、学校又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において賠償すること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、教育委員会と受託者との協議の上決定するものとする。

別表 1

焼津市立学校一覧

【小学校】

No	学校名	所在地	電話番号	F A X 番号
1	焼津東小学校	焼津市栄町 5-14-1	054-628-6348	054-626-1954
2	焼津西小学校	焼津市塩津 117-1	054-628-3064	054-626-1953
3	焼津南小学校	焼津市焼津 5-5-1	054-628-2321	054-626-1952
4	豊田小学校	焼津市五ヶ堀之内 2	054-628-3201	054-626-1951
5	小川小学校	焼津市小川 2525	054-624-3097	054-623-5854
6	東益津小学校	焼津市石脇上 65	054-628-4427	054-626-1950
7	大富小学校	焼津市中根新田 637	054-624-4316	054-623-5856
8	和田小学校	焼津市田尻 541	054-624-4507	054-623-5855
9	港小学校	焼津市石津港町 40-2	054-624-0210	054-623-5852
10	黒石小学校	焼津市大住 1246	054-629-4855	054-626-1937
11	大井川東小学校	焼津市宗高 428	054-622-0010	054-622-7910
12	大井川西小学校	焼津市上泉 1688-1	054-622-0049	054-622-7911
13	大井川南小学校	焼津市吉永 490	054-622-0104	054-622-7912

【中学校】

No	学校名	所在地	電話番号	F A X 番号
1	焼津中学校	焼津市焼津 2-10-28	054-628-7255	054-626-1936
2	大村中学校	焼津市大村 3-25-1	054-628-3851	054-626-1935
3	豊田中学校	焼津市小土 301-2	054-627-1166	054-626-1934
4	小川中学校	焼津市東小川 4-21-1	054-628-3777	054-626-1932
5	東益津中学校	焼津市中里 416	054-628-4428	054-626-1931
6	大富中学校	焼津市中根 1-1	054-624-4329	054-623-5851
7	和田中学校	焼津市田尻 1984	054-624-4339	054-623-5850
8	港中学校	焼津市田尻北 584	054-624-6010	054-623-5853
9	大井川中学校	焼津市下江留 191	054-622-0038	054-622-7913